

年度末退職者用

任意継続組合員に
1日も加入しない場合に提出

※共済組合記入欄

証回収年月日	・	・	本・配・子
還付対象	①年1口振 ②年2口振 ③毎月口振 ④毎月払込		
前納掛金	令和 年 月分～令和 年 月分まで (計 か月分)		

任意継続組合員 取下書 兼 掛金還付請求書

公立学校共済組合広島支部長 様

組合員証番号	申出日	令和 年 月 日
	氏名	

1 任意継続組合員の取下げについて

私は、任意継続組合員申出書を提出しましたが、次の理由により取り下げます。

	取 下 げ 理 由 (該当する理由に○を記入)	提出期限
<input type="radio"/>	① 退職日の翌日から再就職し、再就職先の医療保険に加入する。	速やかに (再就職が決まり次第すぐに提出)
<input type="radio"/>	② 国民健康保険に加入する。もしくは、家族が加入する医療保険の被扶養者になる。	退職日を含めて20日以内※

※ ②の場合、退職日を含めて20日を過ぎて当支部が受理した場合、取下げできません。
任意継続組合員の資格を取得することになりますので、掛金が発生します。

2 取下げに伴う添付書類の提出について

取下げに伴い、次のとおり添付書類を提出します。

添付書類	提出の要否	提出前 チェック欄
任意継続組合員証・ 被扶養者証 等	<input type="radio"/> はい⇒添付して返却	<input type="radio"/>
	<input type="radio"/> いいえ⇒添付不要	
就職先で交付された 保険証の写し※	取下げの理由が ①再就職で、取下書の提出日が4/1以降⇒添付必要	<input type="radio"/>
	取下げの理由が ①再就職で、取下書を3月中に提出 ⇒添付不要 ②国保加入・家族の被扶養者	

※ 再就職先の医療保険が公立学校共済組合広島支部である場合は、辞令書の写しでも可。
会計年度任用職員は併せて勤務労働条件説明書の写しを提出してください。

3 任意継続組合員の取下げに伴う掛金の還付について

取下げに伴い掛金に過納が生じた場合、次の口座への還付を請求します。

掛金還付金先口座 (該当する口座に○を記入してください。記入がない場合は、①の「共済組合登録口座」に還付します。)			
<input type="radio"/> ①共済組合登録口座 (広銀掛金口座振替・給付金口座)	金融機関名・本支店名	銀行	本・支店
<input type="radio"/> ②その他の指定口座 (①以外の口座への還付を希望する場合)	金融機関コード・本支店コード		
	預金種別	口座番号	名義人 (カナ)
	普通		※請求者本人名義に限る

※ 4月以降に取下書を提出する場合、いったん掛金が口座振替され、還付が発生する場合があります。
振込前に「還付通知書」を送付しますので、還付金額等をご確認ください。

太枠内を記入してください。